

(仮称) 港区客引き行為等の防止に関する条例(案)の 基本的な考え方について

1 条例制定の背景

(1) 客引き行為等に対する区民等の不安感

近年、区内の繁華街において一部の飲食店等による営業競争が激化し、店との雇用関係を持たずに「客引き行為」の成功報酬を歩合制で得る者が出現するなど、路上や広場等で客引き行為等を行う者が増加し、区民等に不安感を与える要因となっています。

平成26年度に港区生活安全行動計画の改定に伴い実施した区民アンケート(有効回答数:368件)では、「繁華街における犯罪不安」について約55%の人が「不安を感じる」と回答し、そのうちの約46%が「強引な客引きや立ちふさがり」を不安要因として挙げています。

(2) 客引き行為等の悪質性・迷惑性

客引き行為等が行われることによって、区民等から区や警察に「客引き等に何度も声を掛けられて迷惑」などの苦情が多く寄せられているほか、営業者間においては、「店の前で客を強引に奪われた」などと顧客確保を巡るトラブルも起きています。

平成27年度に新橋、六本木、赤坂地区の飲食店事業者を対象に実施した客引き行為等に関するアンケート(有効回答数:479件)(以下「飲食店事業者アンケート」という。)では、約50%の事業者が「自分の店の前で行われて迷惑」、「まちのイメージ悪化になる」等の理由で、客引き行為等について「非常に困っている」と回答しています。

(3) 区民等からの強い要望

繁華街周辺の町会・自治会や商店会等からは、客引き行為等が安全で安心な生活を脅かし、まちの魅力を損なう要因になるとして、明確な規制を求める強い要望が区に寄せられています。

2 条例制定の必要性

(1) 関係法令の限定的な規制

客引き行為等は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(以下「都迷惑防止条例」という。)において業態等で規制されており、違反者は警察による取締りを受けます。しかしながら、対象者や時間帯等で規制される行為が異なるため、居酒屋やカラオケなど多様な業種に適用される規制は限定的なものになっています。

(2) 客引き行為等自粛要請の限界

区では、平成15年4月に施行した「安全で安心できる港区にする条例」で「安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある勧誘」として「強引な客引き等」を禁止し、これまで区民や事業者等とともにパトロール活動等に取り組んできました。

平成28年1月には、客引き行為等防止対策を強化するため、六本木で「客引き等迷惑行為防止啓発員」の巡回啓発を開始し、同年4月には新橋、赤坂にも拡大しました。業務開始以降、歩車道での通行の妨げとなる客引き行為等が抑制傾向にあり、一定の効果は出ているものの、「何の根拠があるのか」などと啓発に従わない者も存在します。

(3) 区としての明確な意思表示

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及び「その先」を見据え、区民や来街者等のすべての人に「安全で安心できる港区」を実感してもらうためには、公共の場所において「客引き行為等を明確に規制する条例」を制定し、区内外に「客引き行為等を許さない」という強い姿勢を示し、条例に基づき効果的な対策を推進していく必要があります。

3 条例（案）の基本的な考え方

(1) 制定の手法

新規条例として制定します。

(2) 規制区域

道路、公園、広場その他の公共の場所を対象とします。

(3) 規制業種等

ア 客引き・客待ち行為

飲食店、カラオケ、マッサージ等を含む全ての業種を規制対象にします。

イ 勧誘（スカウト）・勧誘（スカウト）待ち行為

次の役務等（仕事）を規制対象にします。

- ・人の性的好奇心に応じて人に接する役務
- ・異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務
- ・わいせつな行為に係る姿勢であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となること

(4) 規制行為

公共の場所において、下記の客引き行為等を明確に禁止します。

ア 客引き行為：不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

【具体例】

通行人の中からサラリーマン風の男性5人組を特定し、接近したうえで「居酒屋をお探しではないですか。今なら飲み放題を無料でお付けしますよ」などと声を掛けた。

イ 客待ち行為：客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為

【具体例】

居酒屋への客引き行為を行う目的で、駅前広場などでメニューやチラシを持ち、その場を行ったり来たりしながら、ひと声かけてはまた戻る行為を繰り返すなど、客となりそうな者を物色している。

ウ 勧誘(スカウト)行為：不特定の者の中から相手方を特定して、上記(3)

イに記載した役務(仕事)等に従事するよう誘う行為

【具体例】

通行人の中から女性を特定し、「何の仕事をしているの？もっと条件のいい店があるから話を聞いて」などと接近して、ホステスとして働くよう声を掛けた。

エ 勧誘(スカウト)待ち行為：勧誘(スカウト)行為をする目的で相手方となるべき者を待つ行為

【具体例】

勧誘(スカウト)行為を行う目的で、駅出入口付近で数人の仲間とたむろし、通行人の中から声をかける対象者を物色している。

※ 規制対象外の行為

署名や募金等の社会的な活動のほか、道路使用許可を得たティッシュ・チラシ配り、敷地からの呼び込み等は不特定多数の者に対する行為であり、規制の対象外になります。

【具体例】

道路使用許可を取得し、指定された場所で通行の妨げにならずに、不特定の通行人に対して「特別キャンペーンをやっています」と言って広告入りティッシュを配布した。

(5) 違反者に対する措置

違反者には、指導、勧告、命令のうえ、是正されない場合は5万円以下の「過料」を科し、命令の内容その他必要な事項を「公表」することができるものとします。過料は、使用者の責任により、違反行為者の事業主である法人の代表者等にも科すこととします。

(6) 過料を規定する理由

ア 安全で安心できる生活を脅かす要因

客引き行為等は、風営法及び都迷惑防止条例により業態等で規制され、違反者には刑罰（懲役刑や罰金）が科せられるにも関わらず、自身の営業利益のために繰り返し行う者が存在しており、一般的なルール・マナー違反行為とは一線を画す性質があります。また、通行妨害や案内された店でぼったくり被害等のトラブルに遭う恐れもあり、区民や来街者の安全で安心できる生活を脅かす要因となります。

イ 厳しい対応を望む地域の声

繁華街周辺の町会・自治会や商店会、飲食店事業者等からは、繰り返し客引き行為等を行う者に対して厳しい対応を望む声が多く寄せられています。

ウ 抑止効果（違反者に対する毅然とした対応）

「客引き行為等の防止に関する条例」を制定している他自治体においては、実効性を担保する手段として過料を規定している自治体が増加している状況にあり、規制が厳しい自治体から規制が緩い自治体へ客引き行為を行う者が流入するという事象も報告されています。

当区においても、条例による抑止効果を最大限に高めるとともに、行政指導に従わず違反行為を繰り返す者には、毅然とした対応を取る必要があるため、本条例に過料の規定を盛り込むこととします。

(7) 風営法及び都迷惑防止条例と新たな区条例（案）の関係

法令	現行の法令による規制								新たな規制			
	風営法		都迷惑防止条例						(仮称)港区客引き行為等の防止に関する条例（案）			
規制主体	警察		警察						港区			
規制対象者	風俗営業を営む者		何人						何人			
規制行為	客引き	客引き	執拗な客引き	客待ち	勧誘	執拗な勧誘	勧誘待ち	客引き※3	客待ち※4	勧誘※5	勧誘待ち※6	
1 性風俗等	○	○	○	△※1	○	○	△※1	○	○	○	○	
2 キャバクラ等	○	○	○	×	○	○	△※1	○	○	○	○	
3 居酒屋・カラオケ等	△※2	×	○	×	×	○	×	○	○	—	—	

○：規制あり ×：規制なし △：一部規制あり —：区内の実態に即して規制対象外

※1 指定区域のみ規制（都迷惑防止条例）：【区内の指定区域】新橋1～4丁目、六本木3～7丁目、赤坂2～6丁目

※2 午前0時から午前6時までは飲食店営業も規制（風営法）

※3 客引き行為：不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

※4 客待ち行為：客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為

※5 勧誘（スカウト）行為：不特定の者の中から相手方を特定して、次の役務（仕事）等に従事するよう誘う行為

- ・人の性的好奇心に応じて人に接する役務
- ・異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務
- ・わいせつな行為に係る姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となること

※6 勧誘（スカウト）待ち行為：勧誘行為をする目的で相手方となるべき者を待つ行為

(8) 区条例で都迷惑防止条例と重複して客引き行為等を規制する理由

区条例で重複して規制することにより、都迷惑防止条例に基づく「警察の取締り」に区条例による「秩序の維持」が加わることとなり、抑止力がより一層発揮され、まちの安全安心の確保につながります。

4 条例（案）に盛り込むべき事項の概要

別紙のとおり

5 主なスケジュール（予定）

9月16日まで パブリックコメント・区民説明会（基本的な考え方）

11月 平成28年第四回定例会（上程）

平成29年中 施行

目的・定義・適用上の注意

- 1 目的**
公共の場所における客引き行為等を防止することにより、区民等の安全で安心できる生活を確保するとともに、事業活動の健全な発展に寄与する。
- 2 定義**
ア 客引き行為等: 道路、公園、広場その他の公共の場所において行われる下記(ア)～(エ)の行為をいう。
(ア)客引き行為: 不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為
(イ)客待ち行為: 客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為
(ウ)勧誘(スカウト)行為: 不特定の者の中から相手方を特定して、次の役務(仕事)等に従事するよう誘う行為
・人の性的好奇心に応じて人に接する役務 ・異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務
・わいせつな行為に係る姿勢であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となること
(エ)勧誘(スカウト)待ち行為: 勧誘行為をする目的で相手方となるべき者を待つ行為
イ 区民等: 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者
ウ 事業者: 区内において事業(準備行為を含む。)を行う法人その他の団体又は事業を行う個人
- 3 適用上の注意**
条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

区・区民等・事業者の責務

- 4 区の責務**
区は、条例の目的を達成するため、客引き行為等を防止するための必要な施策を実施する。
- 5 区民等の責務**
区民等は、客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協力するよう努める。
- 6 事業者の責務**
事業者は、5の区民等の責務に加え、客引き行為等を行わせないことにより、区民等の安全で安心できる生活を確保するよう努める。

禁止事項

- 7 客引き行為等の禁止**
【行為者への規制】
何人も、道路、公園、広場その他の公共の場所において、客引き行為等をしてはならない。
- 8 客引き行為等を用いた営業の禁止**
【店舗への規制】
事業者は、7の規定に違反する客引き行為等を受けた者を客又は役務(仕事)の従事者として当該店舗等に立ち入らせてはならない。

違反者への措置

- 9 指導**
区長は、7・8の禁止事項に違反した者に対し、指導を行う。
- 10 勧告**
区長は、9の指導を受けた者がその指導に従わないときは、勧告を行う。
- 11 命令**
区長は、10の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該行為を中止するよう命令を行う。
- 12 過料 (5万円以下)**
- 13 公表**
- 命令違反の場合は「過料」及び「公表」を適用する

調査等

- 14 調査等**
ア 区長は、必要があると認める場合は、客引き行為等を行い、又は行わせている者に対し、当該行為に係る質問、文書の提示を求める等の必要な調査を行う。
イ 区長は、必要があると認める場合は、客引き行為等を行い、若しくは行わせている者の事務所等の場所に立ち入り、上記アの必要な調査を行う。
ウ 前ア・イの調査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

誓約書

- 18 飲食店事業者からの誓約書の提出**
区長は、食品衛生法に基づく飲食店営業許可(新規・更新含む。)を受けた事業者に対し、7・8の禁止事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求める。

弁明の機会・審議会

- 15 弁明の機会の付与**
区長は、12の過料及び13の公表を適用するときは、命令を受けた者に対し、あらかじめ弁明の機会を付与した上で、16の審議会の意見を聴かなければならない。
- 16 客引き行為等防止対策審議会**
客引き行為等の防止に関する措置を適正に実施するため、区長の附属機関として港区客引き行為等防止対策審議会を設置する。

その他事項

- 19 警察等への協力要請・情報提供**
区長は、条例の目的を達成するために必要と認めるときは、警察等の長へ協力要請及び情報提供を行う。
- 20 店舗場所提供者(ビルオーナー等)への通知**
区長は、13の規定により公表された者の営業の用に供するための場所を提供している建物の所有者又は管理者(ビルオーナー等)に対し、当該公表された違反行為に関する事実を通知する。

使用者への過料の適用

- 17 使用者への過料の適用**
12の過料は、違反行為者に対して科すほか、当該違反者の使用者である法人又は人に対しても科す。

調査等

行政手続き

弁明の機会の付与
審議会での審議